



## 富士吉田市 SDGs 推進指針

令和4年4月1日

### 1 背景

少子高齢化にともなう人口減少時代の到来、気候変動による自然災害の多発、そして新型コロナウイルス感染症の拡大によって、市民の生活意識やニーズ、行動様式が大きく変わりつつあるなか、今、自治体に求められているのは、持続可能な社会を実現することです。

2015年9月に国連において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた2030年に向けての国際社会の共通目標であるSDGs（エスディージーズ 持続可能な開発目標）では、「誰一人取り残さない」との理念のもと、貧困を終わらせ、すべての人が平等に機会を与えられ、地球環境を壊さずに、経済を持続可能な形で発展させ、より良い生活を送ることができる世界を実現するため、17の目標と169のターゲットが掲げられ、世界中の政府、自治体、団体、企業、個人がその達成をめざしています。

また、SDGsは、環境、社会および経済の3側面を、不可分のものとして調和させ、持続可能な世界を実現するための統合的取組であり、多様な目標やターゲットの追求は、地域における諸課題の解決に貢献し、地域の活性化を推進するものです。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





## 2 趣旨

この指針は、SDGs の推進にあたっての目的や推進施策、体制の基本的な考え方を示すことにより、全庁的に SDGs の理念や意義の認識を深めることはもとより、職員が常に各事業と SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲットについて意識することによって政策形成能力の向上を図り、もって持続可能なまちづくりにつなげるために定めるものです。

## 3 推進目的

SDGs の理念や考え方は、第 6 次富士吉田市総合計画（2018 年 3 月策定）に掲げる将来都市像「富士の恵みと幸せを紡いでまちを織る活力創造都市富士吉田」の実現に向けた取り組みの方向性と極めて親和性が高いものと考えられます。

また、地域が抱える課題の解決への対応を考える際に、普通であればトレードオフの関係となる環境・社会・経済の 3 側面を統合的に捉えることにより、各側面をより良く成長させるという SDGs の特徴をしっかりと組み込むことによって、異なる分野の課題を解決するような相乗効果を生み出し、政策全体を最適化し、課題解決に向かう可能性を高めることができます。

そして、本市施策と SDGs を関連付けて啓発することにより、市民等へ SDGs の理念を普及し、その関心を高めていくことで、まちづくりの共通目標としてその達成に向けた取組を推進し、世界が大きく変わる中でも、あらゆる人たちが活躍できる多様性と包摂性をもった社会を実現し、持続可能なまちづくりをめざします。

## 4 推進施策

### (1) 市が策定する計画や方針に SDGs の観点を導入

SDGs の 17 のゴール、169 のターゲットは多分野を網羅しており、総合計画をはじめ、各部署所掌の個別計画においても SDGs の観点を導入し、施策ごとに該当する目標やターゲットを設定する等、関連付けていきます。



## (2) 情報発信の際に SDGs アイコンを活用

市民等へ SDGs を普及するために、各部署が事業を実施する際に SDGs における位置づけに鑑みてアイコンを活用することで、SDGs の理念を広めるとともに、関心を高めていきます。

## (3) 普及啓発の実施

SDGs の理念については、まだ市民等に浸透しておらず、理解が深まっていないため、市民に対して普及啓発を継続していく必要があります。各行事・イベント・講演会・フォーラム等の場を効果的に活用し、SDGs に関する理解の深化とその達成に向けた機運の醸成に努めていきます。

## (4) ステークホルダーとの積極的な連携

自治体にとって単独で解決することが難しい社会課題の解決を図るにあたり、市民や企業、団体等、様々なステークホルダーと積極的な連携を図っていきます。

上記施策は、それぞれの目標を設定し、その成果の把握・点検を行い、次年度の事業に反映する PDCA サイクルの仕組みを構築し推進していきます。

## 5 推進体制

富士吉田市 SDGs 推進本部を設置し、SDGs の達成に向けて、施策の総合的推進を図り、市民や企業、団体等と連携を進め、総合計画、地方創生及び SDGs を一体的に推進していきます。

### (所掌事項)

- (1) SDGs の理念の普及、理解の促進に関する事項
- (2) SDGs の理念に基づくまちづくりの取組と進捗管理に関する事項
- (3) SDGs を推進する各種団体等との連携及び支援に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、SDGs の達成に向けた取組に関し必要な事項